

日立市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の資産を広告の媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市の資産への広告掲載は、民間企業等との連携により市の新たな財源を確保し、もって市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告事業 市の資産を広告の媒体として活用し、民間企業等の広告を、対価を得て掲載することをいう。
- (2) 広告媒体 市の配布する印刷物、市ホームページその他広告の媒体として活用できる資産で市長が個別に認めるものをいう。
- (3) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。
- (4) 各課所 日立市処務規則（昭和38年規則第21号）別表第1の課（課に相当する室及びセンターを含む。）、教育委員会事務局処務規則（平成12年教委規則第1号）別表の課（課に相当する担当及び施設を含む。）、日立市消防本部の組織等

に関する規則（昭和４６年規則第１８号）別表の課（消防署を含む。）及び日立市企業局処務規程（平成９年公営企業管理規程第４号）別表の課をいう。

(5) 広告掲載基準 広告媒体への広告掲載の可否に関し、市長が別に定める基準をいう。

(6) 広告掲載要領 この要綱及び広告掲載基準に定めのない事項について、各課所の長が定める要領をいう。

（広告事業の実施）

第４条 広告事業は、この要綱、広告掲載基準、広告掲載要領等に基づき実施するものとする。

（広告の範囲）

第５条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反し、又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性があるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 個人又は法人の名刺広告

(7) 美観風致を害するおそれがあるもの

(8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載する広告として不適当であると市長が認めるもの

(広告掲載要領の掲載事項)

第 6 条 第 3 条第 6 号の広告掲載要領には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格及び広告掲載位置
- (3) 広告募集方法、広告掲載料及び広告主選定方法
- (4) その他各課所の長が必要と認めるもの

(広告掲載料の支払)

第 7 条 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに、原則として一括前納するものとする。

(審査機関)

第 8 条 各課所が実施する広告事業の審査を行うため、日立市広告掲載審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の会長は、市長公室長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 財政部長
- (2) 広報戦略課長
- (3) 財政課長

4 会長は、前項に定める委員のほか、広告媒体を所管し、又は審査する内容に関連する各課所の長を臨時の委員として加えることができるものとする。

5 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、財政部長がその職務を代理する。

(審 査 会 の 会 議)

第 9 条 審 査 会 の 会 議 は、 広 告 内 容、 広 告 掲 載 等 に 関 し て 疑 義 が 生 じ た 場 合 等 に お い て、 会 長 が 招 集 す る。

2 審 査 会 の 会 議 は、 会 長 が そ の 議 長 と な る。

3 審 査 会 の 会 議 は、 委 員 の 過 半 数 が 出 席 し な け れ ば 開 く こ と が で き な い。

4 審 査 会 の 議 事 は、 出 席 し た 委 員 の 過 半 数 を も っ て 決 し、 可 否 同 数 の と き は、 会 長 の 決 す る と ころ に よ る。

5 会 長 は、 広 告 を 掲 載 す る そ れ ぞ れ の 広 告 媒 体 を 所 管 す る 各 課 所 の 長 を 審 査 会 に 出 席 さ せ、 そ の 意 見 又 は 説 明 を 求 め る も の と す る。

6 会 長 は、 必 要 が あ る と 認 め た と き は、 審 査 会 の 会 議 に 関 係 者 の 出 席 を 求 め、 そ の 意 見 又 は 説 明 を 聴 く こ と が で き る。

7 会 長 は、 審 査 会 の 結 果 に つ い て、 審 査 対 象 で あ る 広 告 媒 体 を 所 管 す る 各 課 所 の 長 に 通 知 す る も の と す る。

(審 査 会 の 庶 務)

第 1 0 条 審 査 会 の 庶 務 は、 市 長 公 室 広 報 戦 略 課 に お い て 処 理 す る。

(広 告 掲 載 の 決 定)

第 1 1 条 市 長 は、 審 査 会 に 広 告 掲 載 の 可 否 を 諮 る 必 要 が あ る 場 合 を 除 き、 こ の 要 綱、 広 告 掲 載 基 準、 広 告 掲 載 要 領 等 に 基 づ き、 広 告 掲 載 の 可 否 を 決 定 す る。

(事 前 協 議)

第 1 2 条 広告の内容、デザイン等については、広告主と市が事前に協議するものとする。

(広告内容等の変更)

第 1 3 条 市長は、広告の内容、デザイン等がこの要綱、広告掲載基準、広告掲載要領等に違反し、又はそのおそれがあると認めたときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第 1 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿等の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき。
- (4) 広告主、広告の内容等が、この要綱、広告掲載基準、広告掲載要領等に違反し、又はそのおそれがあると認めたときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第 1 5 条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は、書面により市長に申し出なければならない。

3 第 1 項の規定により広告掲載を取り下げたときは、納付済み

の広告掲載料は、返還しない。

（広告掲載料の返還）

第 16 条 市長は、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなかったときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載ができなかった月以降の納付済月額総額とする。

3 第 1 項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告掲載期間の延長）

第 17 条 広告主の責めに帰さない理由により、市が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 1 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

（広告物による事故）

第 18 条 広告物による事故の補償については、次に掲げるとおりとする。

(1) 当該事故が市の責めによるものである場合は、市が補償する。

(2) 当該事故が市の責めによらないものである場合は、広告主が補償する。

(3) 広告物の盗難等があった場合で、当該盗難等が市の責めに帰しないと判断されるときは、市は、一切の責任を負わない

ものとする。

（広告主の責務）

第 19 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証しなければならない。

3 第三者から広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

（その他）

第 20 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成 20 年 3 月 4 日市長決裁）

この要綱は、平成 20 年 3 月 4 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 29 日部長決裁）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 1 日公室長決裁）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 4 月 1 日公室長決裁）

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。